

令和2年

第32回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年10月27日(火)

伊勢原市農業委員会

第32回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月27日(火) 午前9時15分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 木村 勇
萩原 隆雄

7 議長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者
伊藤 陽一(事務局長)
青木 優
松本 拓也
岸 好夫

9 傍聴者 0名

10 審議内容 (開会 午前9時15分)

[事務局長] 定刻となりましたので、只今より第32回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。
本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。在任定数10名、欠席委員は、ございません。定足数に達しておりますので、第32回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。議長、宜しく申し上げます。

[議長] それでは、只今から、第32回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、7番・木村 勇委員と8番・萩原 隆雄委員の両名にお願いをいたします。
それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告7件、議案5件の計12件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。
事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が2件ありました。この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。はじめに、報告第1号の1です。相続日は、令和2年5月1日、市内三ノ宮にお住まい

の方が、神戸字稲荷町1筆、串橋字清水2筆、同字中瀬2筆、同字中尾崎1筆、同字長城1筆、同字長坂2筆、同字上沢山1筆、同字尾根窪2筆、合計12筆、面積11,534平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年10月9日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、令和元年11月30日、市内串橋にお住まいの方が、串橋字西町1筆、同字廣田2筆、串橋地内6筆、笠窪字中瀬1筆、合計10筆、面積5,101平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年10月9日です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が2件あったという内容になっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので次に移ります。

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。
お手元の資料の伊勢原地区1件の届出、1筆、254平方メートルについて報告させていただきます。

本件の土地の所在は東大竹で、申請人の御家族の居住用として一般個人住宅を建築するもので、雨水の浸透処理等により、周辺農地に影響を及ぼさないよう努めるとのことです。届出内容に不備等は見られないことから受理としました。

なお、当該届出については、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うよう指導・助言しています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容につきましては、市街化区域内の農地の転用届出が1件あったという内容になっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料にあります2件の届出、合計2筆、451平方メートルについて報告させていただきます。

まず、報告第3号の1、伊勢原地区内の案件について御説明いたします。

本件の土地の所在は伊勢原三丁目で、1筆、245平方メートルの土地には、既にアスファルト敷きの駐車場とされており、今回の売買に当たり農地転用に係る手続が漏れていたことが発覚した土地になります。

譲受人から売買に合わせた形での届出希望がありましたので、現況が既に農地でないことを含めた届出とするよう指導し、受理したものです。

次に、報告第3号の2、比々多地区の案件について御説明いたします。

本件の土地の所在は串橋で、1筆、206平方メートルの土地に、一般個人住宅を建築するものです。本件土地は、土地区画整理事業地内にあり、隣接地はすべて宅地です。届出内容に不備等は見られないことから受理しました。

なお、これら2件については、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うことについても指導・助言しています。

[議長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で所有権移転を伴う農地転用の届出が2件あったということですが、何かご質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので次に移ります。

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で1件、成瀬地区で3件、大田地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は白根にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和2年10月2日、対象農地の明細は7ページです。白根字中屋敷に1筆、面積は503平方メートルです。10月7日に事務局で現地調査を行い、対象農地は、ブドウのほか、多種の果樹が作付けされ、良好に管理されていることを確認し、10月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2、申請人は市内高森2丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和2年10月5日、対象農地の明細は8ページです。高森2丁目に3筆、面積は282平方メートルです。10月6日に事務局で現地調査を行い、対象農地は里芋、ナス等が作付けされ、良好に管理されていることを確認し、10月8日付け専決処分で証明書を発行しました。なお、本件の申請地は次号の申請人と持分各2分の1の共有地なので、面積は2分の1での報告になります。

次に、報告第4号の3、申請人は市内高森2丁目にお住まいの方で、被相続人のお孫さんです。対象農地の状況・報告内容は4号の2と同様により省略させていただきます。

次に、報告第4号の4、申請人は市内高森3丁目にお住まいの方で、被相続人のお孫さんです。申請日は令和2年10月7日、対象農地の明細は9ページです。高森3丁目に1筆、面積は1,159平方メートルのうち1,148平方メートルです。10月9日に事務局で現地調査を行い、対象農地は里芋やサツマイモ等が作付けされ、良好に管理されていることを確認し、10月14日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の5、申請人は沼目5丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は令和2年10月5日、対象農地の明細は10ページです。沼目字配合に

2筆、同字中道下に2筆、合計4筆、面積は4,711平方メートルです。10月6日に事務局で現地調査を行い、対象農地について水稻が作付けされ、適正に管理されていました。10月8日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが5件あったということでございます。何かご質問がございましたらお願いします。

[A委員] 報告第4号の4の合計面積が1,159平方メートルのうち1,148平方メートルとなっていますが、面積が減っている理由を説明してください。

[事務局] 現地は傾斜地で、下段が母屋、上段が畑になっており、そこを垂直の擁壁で保護しているが、上段の畑に上るための階段があり、その部分の面積11平方メートルを除いております。

[A委員] その階段部分は農地ではなくなるということですか。

[事務局] 進入路ですので農地です。

[議長] 他に質問はございませんか。無いようですので次に移ります。

[議長] 報告第5号、農地法第5条の規定による許可申請書の取り下げについてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 本年7月の第29回農業委員会総会において提案しました農地法第5条の転用許可申請について、9月14日付けで取下書が提出されましたので報告します。

所在地は、東大竹字上谷戸の5筆、合計面積3,694平方メートル、転用目的は資材置場でした。取り下げの理由は、コロナウイルス感染症の影響で、事業計画の見通しが立たなくなったとのことです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので次に移ります。

[議長] 報告第6号、農地法第18条第16項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。お手元資料にあります伊勢原地区の4件、10筆、6,283平方メートルに係る通知について報告させていただきます。

本件の土地の所在はすべて岡崎で、対象の農地全てを同一の農業者が耕作していましたが、病に罹り、営農の継続が困難となったことから、やむを得ず合意解約に至ったものです。解約された土地については、すべての所有者から、新たな貸付けの希望申出があったことから、委員の皆様におかれましては、推進委員の皆様方と協力の上、借受け希望者の探索等の活動に御協力をお願いします。なお、これら土地の引渡しについては、12月末日とされています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。農地法第18条第16項の規定による届出について、同一人から4件の届出があったということですが、何かご質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 無いようですので次に移ります。

[議 長] 報告第7号、農地法第43条第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第7号、農地法第43条第1項の規定による届出について、図面番号は1番です。公図、併せて添付資料をご覧ください。

本件は、農産物栽培の効率化や高度化を図るため、農業用ハウスの底面をコンクリート等で覆う場合、農地転用の許可が必要でしたが、平成30年の農地法の改正により、一定の要件を満たせば農地転用の許可がなくとも、底面の全部をコンクリートで覆われた農業用施設を設置できることになりました。今回、この改正後、初めての届出になります。

届出人は、市内栗窪の方で椎茸栽培を営んでおります。届出地は栗窪字廣町260番1、面積は708平方メートルの畑で、現在、既存のビニールハウスが設置されており、面積は131.4平方メートルで、構造は、軽量鉄骨パイプ組です。

今回、その底面に厚さ10センチメートルのコンクリートを敷設するために届出がありました。設置できる施設の基準としては、周辺農地の日照に影響を与えないよう、棟高8メートル以内、軒高6メートル以内という制限があり、屋根、壁面を不透過素材のビニールで覆う場合は、日影に関する制限もあります。

施工内容は、コンクリート施工時に屋根・壁面を不透過性のフィルムで覆います。栽培農作物は、椎茸、栽培方法は栽培棚による菌床栽培です。着工日は11月から始まり、完了は令和3年6月の予定です。隣接農地は届出人が所有しています。

留意点としましては、この施設は「農作物栽培高度化施設」として、届出をした用途のみで使用することが認められるもので、目的以外の利用が判明した場合は違反となってしまいます。農業委員会ではこの施設に対して、農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査時に、届出どおりに施設が適正に設置されているか、農作物が適切に栽培されているかを現地確認のうえ報告をすることになります。

本件については、事務局で届出内容を審査・確認させていただき、高さ制限、排水についても外部への放流は無く、周辺の農地への影響もないものと考えられ、届出施設については、設置要件を満たすものとして受理をし、受理通知書を令和2年10月12日付で交付させていただいております。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に何かご質問がございましたらお願いいたします。

[B 委員] 法改正に伴う新たな届出ですが、確認しておきたいことがあります。この施設は新東名の関係で移転してきたもので、すでに椎茸栽培のハウスが設置されているということは、事務局に農業施設を造るという届出がされていて、今回の法改正によって、コンクリート打設をするから届出がされたものだと思いますが、ここ数年のパトロールの中で、これが台帳の中に農業施設だという記述があったのか記憶になく、いつ届出があったのかわからない。

それと、コンクリート打設の断面図を見ると、建物と同じ寸法のコンクリート打設はありえないし、鉄筋が入るかなど、これからは、もう少し詳細がわかる図面を付けさせる必要があるのではないかと。

- [事務局] この届出は、建物の底面全体にコンクリートを打設するものです。わかりました。
- [B委員] 調書の方は、260番1と地番表示になっているが、これは農業施設を造る地番ですね。今回は法改正されたからコンクリートを打設するという届出だが、これからはハウスと一体で届出が出てくると思う。今後のこともあるので、申請される図書を統一されたほうが良いと思います。
- [事務局] コンクリート打設面積が敷地面積と誤解されないよう、わかりやすい資料を作成します。
- [議長] よろしいですか。無いようですので議案に入ります。
議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。
- [事務局] 相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、比々多地区で1件の申請がありました。
議案第1号の1、申請人は市内三ノ宮にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は、16ページ、17ページです。
申請地は、神戸字稲荷町1筆、串橋字清水2筆、同字中瀬2筆、同字中尾崎1筆、同字長城1筆、同字長坂2筆、同字上沢山1筆、同字尾根窪2筆、合計12筆、面積11,534平方メートルを特例農地として申請しています。
10月22日に、地区の農業委員と事務局及び相続人とで現地調査を行い、畑にはみかん・柿・桜が、水田には稲刈りの後が確認できました。
- [議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
- [地区担当委員] 内容については、事務局の説明のとおりです。13筆から12筆になったということですが、専業農家で、みかんを中心とした農業経営をしております、納税猶予の申請には問題はございません。
- [B委員] 説明の中で筆数が1つ減ったとのことですが、この場合、租税特別措置法の適用外になると思うが、追徴金などが発生する可能性はあるのでしょうか。
- [事務局] 税務署に会計士が申告する際、この筆が混在していることが判明したということで、これから農業委員会の証明を添付して相続税の申告するので、追徴金が発生するということはありません。
- [議長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。
議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。
- 【 質問・意見なし 】
- [議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、伊勢原地区で1件、大田地区で2件の申請がありました。議案第2号の1、図面番号は2番です。併せて公図をご覧ください。申請地は伊勢原4丁目の農地3筆、面積は2,217平方メートルの柿畑です。規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。譲渡人は、伊勢原4丁目の方で、譲受人は田中の方です。譲受人世帯の経営農地面積は、14,411平方メートルで、下限面積の特段の面積30アールを超えていますので、農地取得に支障はありません。10月14日に事務局と地区農業委員会で昨年9月に取得した上粕屋の農地と今回の申請地の調査を行いました。申請時には、上粕屋の2,993平方メートルの畑には柿を作付けする計画でしたが、周囲のアドバイスもあり、ヒノキ・杉の苗木を栽培に変更されました。今回取得する農地は柿が栽培されていますので、そのまま引き続き柿の栽培をします。他の農地については、昨年9月に上粕屋担当の農業委員が調査済みですので省略しました。自宅倉庫の農機具の保有は確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

議案第2号の2、図面番号は3番です。併せて公図、添付資料をご覧ください。

申請地は下谷字下中才の農地1筆、面積は975㎡です。譲渡人は平塚市内にお住いの方で、譲受人は譲渡人の息子さんです。今回経営移譲のため申請がありました。譲受人世帯の経営農地面積は、平塚市内の経営農地6,586平方メートルを含めると、下限面積の特段の面積30アールに達しており、農地取得に支障はありません。

10月16日に事務局と地区担当委員会で現地調査を行い、経営農地は、既に稲刈りが終了し、適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

議案第2号の3、図面番号は3番です。併せて公図、添付資料をご覧ください。

申請地は沼目字配合の農地1筆、面積は966平方メートルの畑です。譲渡人は、横浜市と市内石田にお住いの方で、持分は2分の1ずつ共有しています。譲受人は市内上平間にお住まいの方で、今回、経営規模拡大のため申請されました。譲受人世帯の経営農地面積は、32,359平方メートルで、下限面積の特段の面積30アールを超えていますので、農地取得に支障はありません。

8月17日に事務局と地区農業委員会で現地調査を行い、所有している農地には、里芋、ナス、サツマイモなどが作付けされ、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号1につきまして、地区担当委員の補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 只今の事務局の説明のとおりで、譲受人の方は果樹を中心に農業経営を継続していくということで、特に問題はございません。

[議 長] 次に、議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおり、親から息子さんの方に経営移譲するということで、現状は水稻の刈り取りも終わっており問題はないと思います。

[議 長] 次に、議案第2号の3につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりです。10月24日に再確認をしました。以前と同様に柿などが数十本植えられていました。草刈りの後も見られ、規模拡大に問題はないと思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に、議案第2号の2について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の2について、原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に、議案第2号の3について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の3について、原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農地を自ら農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。今回は、成瀬地区で1件、伊勢原地区で1件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は5番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は石田字長町の4筆、合計面積は936平方メートル、貸駐車場と貸資材置場として転用するものです。

申請人は、石田にお住いの方です。申請理由は、借受人は現在申請地から約2キロメートル南の小稲葉地内に車両と建築部材の保管場所を借りて物流業を行なっていますが、今般、貸主の都合により返還することになり、移転先を探していました。

借受人は、近隣で適地を探しましたが見つからず、範囲を広げ探していたところ、本年1月に相続により取得した農地の所有者が、農業経験もなく、農地の管理も困難であることから、駐車場として貸すことに承諾され、当該地の選定に至りました。

申請地の立地基準は、雑種地や宅地によって分断され、農地の広がりも10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き、転圧をかけ、敷地西側境にはコンクリートブロックとフェンス、南側境には、単管柵と縁石を設置し、土砂等の流出を防ぎます。また、雨水は浸透施設を2か所設置し、敷地内で浸透処理とします。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例及び自費工事申請は手続中ですが、今後転用計画に変更が生じることがないため、手続終了後、県知事に副申します。

議案第3号の2、図面番号は6番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は東大竹字入部の1筆、面積670平方メートルのうち179.12平方メートルを貸駐車場として転用するものです。申請人は、東大竹の方です。申請理由は、周辺には住宅地・店舗等があり、今年の2月に670平方メートルのうち490平方メートルを転用して、18台の駐車場としましたが、慢性的な駐車場不足は解消されず、付近のマンションや店舗から8台分の増設要望があり、残地部分を駐車場として申請するものです。

申請地の立地基準は、市街化区域と連続した農地として、第3種農地と判断されます。

一般基準及び個別基準については、敷地内は碎石を敷き転圧をかけ、駐車場周囲には土留めを設置し、土砂等の流失を防ぎます。また、雨水は敷地内で浸透処理とします。

計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市地域まちづくり推進条例は、500平方メートル未満のため該当しません。今後、転用計画に変更が生じることがないため、手続終了後、県知事に副申します。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 北側には水田、南側は農地ですが、境界にはブロックが積まれ、西側、東側には用排水が通っておりますが、こちらもコンクリートで修繕されており、特に問題はございません。

[議 長] 議案第3号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいた

します。

[地区担当委員] 事務局の説明どおりですが、断面図と公図が違うように思う。この水路の処理について、どのような判断をするのかお聞きしたい。南側の住民から雨水が入ってきて困っているとの話があり、市がどう処理するか申請者に言っていただいたほうが良いと思います。前回、駐車場にした部分は、この水路敷が全部埋まってしまっている。今回の申請部分は開いていますが、この水路をどのように判断するか管理者と協議していただいたほうが良いと思います。

[事務局] 官民境界がどこかということになります。施工者に確認したところ、コンクリートのボックスが入っていますが、そこから土の部分は民地だと聞いており、確認もできていますので、コンクリート構造物の脇に水路があるということは認識していません。もう一度、確認はさせていただきます。雨の関係ですが、あくまで砂利敷きの駐車場と考えておりますので、道路に出ることは考えにくいので、道路冠水ということで向かい側の方には説明したいと思います。苦情の関係は、代理人にも伝えまして対応いたします。

[C委員] 道路管理者との協議はしないのですか。公図上の土地が市のものだとする、逆に買ってもらわないといけない。

[事務局] 官民の境がどこかについて確認して、自費工事や占用許可が必要であれば、許可前に手続きをさせます。

[C委員] 今、この申請地にはU字溝が入っています。前回の時にもU字溝が入っていたはずで、それが埋まっている。市の管理が杜撰ということになりかねないので協議したほうが良いと思う。

[事務局] 早急に対応したいと思います。

[議長] 地区担当委員から、このような意見が出ましたので、事務局は水路管理者と良く協議してください。

[議長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことといたします。

[議長] 議案第3号の2について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

[B委員] 排水問題の関係ですが、846番1を駐車場にしたいということですけど、当然、境界は確定してますよね。

[事務局] ここは確定しています。関係図書の配置図を見ていただきますと、真ん中あたりに道路界と色分けしてあり、事前に官民境界を確認しています。その場所がどこかということも

代理人には確認してあります。

[B 委員] 確認していれば、指摘されている水路の問題は、どちらの用地なのか原因究明ができるのではないですか。申請を受理する時点で水路や道路管理者と協議して、総会に議案を上げる前に内部調整をしておくべきではないですか。問題がなければ良いが、問題があるのに手続きだけが進んでいるというのではうまくないと思います。

[事務局] 地元の方とは認識が違いますが、申請の受付時には所定の確認はしております。

[A 委員] U字溝が入っていたり、明細図と公図を見比べると明細図には何も無いが、公図には申請地の周りには水路があり、市が管理しているはず。現地を調査した委員が水路は埋められているというのであれば、それを確認してから採決した方が良いでしょう。

地域住民の主張を確認して、水路が埋められていれば現状復帰してもらうか、買い取ってもらうこととなりますが、水路が遮断されていたら、何らかの処置をしないと問題解決には繋がらないので、確認をしたうえで採決してください。

[議長] 水路の関係で不明確な点があるようですので、これを水路管理者に確認した中で採決をした方が良いでしょうかとA委員からの発議がございました。

他に意見がないようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の2について、「継続審議とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「継続審議とする」ことといたします。事務局は、意見の内容を精査して整理をしておいてください。次に移ります。

[議長] 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、伊勢原地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

議案第4号の1、図面番号は7番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請人は平塚市の不動産会社です。譲渡人は市内東大竹にお住まいの方です。権利関係は、所有権移転です。申請理由は、隣接する譲受人の自宅を売却して7宅地と4台分の駐車場整備の開発計画がありますが、幅員6.5メートルの道路から駐車場に入る通路の確保、向かい側の駐車場を使っている会社から要望で2台分の駐車スペースの確保、ゴミ集積所が開発区域内に設置困難なことから、ゴミ集積所を確保するために転用申請します。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がり、10ヘクタール未満であることから、「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、ゴミ置場は、市の環境美化センターの基準で設置します。完成後は用地を含めて市へ寄付を予定しています。駐車場内は碎石敷とし、雨水排水は自然浸透します。計画としては、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。また、伊勢原市地域まちづくり推進条例は該当せず、他法令の手続もなく、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

議案第4号の2、図面番号は8番です。併せて公図、土地利用計画図をご覧ください。

申請地は小稲葉字下河内3469番1の一部、面積277平方メートルのうち234.26平方メートルと3490番1の2筆、合計面積335.26平方メートルを申請地か

ら約20メートル南の平塚市に設置されている平塚市発注の北野橋橋梁耐震補強工事に伴う作業ヤードとして使用するために一時転用をするものです。

貸付人は小稲葉の方で借受人は平塚市内に本社を置く建設工事会社です。工期は許可後7か月間、権利関係は賃貸借権の設定です。

申請地の立地基準は、農地の広がりがあるため「第1種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内は土木安定シート敷き、鉄板で養生します。鉄板の端部分には土嚢を設置し土砂の流出を防ぎます。雨水は自然浸透処理とします。工事完了後は速やかに鉄板を撤去し、耕作が出来る状態に戻して貸付人へ返却します。資金計画も適切であると判断されます。また、まちづくり推進条例は該当しません。今後転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

なお、3469番1の残りの一部は、本年7月17日付けで携帯基地局の設置に伴う仮設進入路及び埋戻土仮置場として一時転用の許可を受けていますが、今回の一時転用につきまして、双方協議済みで同敷地内使用について同意を得ております。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第4号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりで、特に問題はございません。

[議長] 議案第4号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 平塚市が発注する北野橋橋梁耐震補強工事の資材置場と事務所が平塚市側には確保できず、伊勢原市側に借りることになったため一時転用するものですが、現地の状況としては、畑として綺麗に管理され、使用範囲の杭も打たれておりますので、一時転用に問題はないと思います。

[議長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので審議に入ります。

[議長] 議案第4号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議長] 議案第4号の2について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第4号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の2については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議 長] 次に移ります。議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります1件、1筆、981平方メートルの利用権の設定に関する意向の申出について、御審議をお願いします。

本件の土地の所在は岡崎で、借り手は、近隣の農地を所有している者で、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と照らし合わせても、特に支障ないものと考えます。

以上、御審議をお願いします。

[議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。
議案第5号について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手多数 】

[議 長] 挙手多数。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」といたします。

[議 長] 以上をもちまして、第32回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

[事 務 局] 次回の総会は、11月27日、木曜日、会場につきましては、市役所2階の2C会議室でございます。よろしくお願いたします。

【 10時40分 終了 】

令和2年10月27日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

